

○島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例

昭和58年12月28日
条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第3条第3号に規定する実施機関及び島本町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年島本町条例第24号)第2条第2項に規定する実施機関並びに議会をいう。

(所掌事務)

第2条 審議会は、実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査、審議し、意見を具申するものとする。

- (1) 島本町情報公開条例第12条第2項及び島本町行政の説明責任に関する基本条例(平成16年島本町条例第5号)第4条第2項に規定する必要な事項
- (2) 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に関し必要な事項
- (3) 島本町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年島本町条例第1号)第50条の規定による諮問に関し必要な事項
- (4) その他情報公開及び個人情報の保護に関し重要な事項

2 審議会は、前項の規定にかかわらず情報公開及び個人情報の保護に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た個人情報の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議を行うため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和60年3月20日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年9月30日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月16日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月24日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日条例第24号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月8日条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。